

平成 18 年度日本企業の WTO 提訴マニュアルに係る委託先の公募について

平成 19 年 2 月 20 日
日本機械輸出組合
通商・投資グループ

1. 調査目的

WTO 紛争解決手続は、海外でビジネスを展開する企業の事業環境を整備するための貴重なツールである。しかしながら日本が申立国となった WTO 紛争案件は、貿易量が上位にある国・地域、即ち米国、EU 及びカナダに比べ相当低くなっている。昨年 WTO 提訴マニュアルの予備調査を行ったが、当組合の国際投資委員会で検討等を反映し、WTO 紛争解決手続の活用にあたって「政府とビジネス界の協調体制」について調査するとともに、ビジネス側が具体的に WTO 紛争解決手続を活用しようとする際の参考となるよう WTO 提訴マニュアルを作成する。

2. 調査研究内容

(1) 委託内容

下記(2)の調査項目に基づき調査報告書案を作成し、当組合国際通商投資委員会に置いて報告を行う。

調査研究結果を取り纏め、関係資料とともに日本機械輸出組合に提出する。

(2) 調査項目

米国及び EU(除く中国)における WTO 紛争解決手続の利用実態について、WTO 提訴マニュアル予備調査報告を踏まえた追加調査。

日本が申立国となった紛争案件から読みとれる特徴について、WTO 提訴マニュアル予備調査報告を踏まえた追加調査。

次に掲げる企業・団体について、WTO 紛争処理を活用した事例研究。

- ・ 米国・EU の企業又は団体
- ・ 日本の企業又は団体
- ・ その他の企業・団体で特記すべき事例のあったもの。

次に掲げる企業・団体について、その国際戦略として WTO 紛争処理以外において WTO 協定を活用した事例研究。

- ・ 米国・EU の企業又は団体
- ・ 日本の企業又は団体
- ・ その他の企業・団体で特記すべき事例のあったもの。

(2) 乃至 を踏まえ、企業がさらに WTO 協定を活用するための方策の検討。

(2) を踏まえ、政府がおこなうことができる施策の検討。

(参考)： 現行制度化で提訴に当たって企業が準備すべき事項のチェックリスト
及び手続フロー (WTO 提訴マニュアル)

3. 審査基準

- ・ 申請者は本事業を遂行するために必要な知識やノウハウを有していること。
- ・ 提案内容(企画案)が本事業の目的と合致し、具体的な方法が明記されていること。
- ・ 提案内容は、調査目的を満たし、かつ、経済性に優れていること。
- ・ 実施体制、実施スケジュール、見積明細等が明確になっており、かつ、事業を効率的に実施できる体制にあること。

4. 委託契約の条件

- ・ 委託金額 : 上限 400 万円(消費税含む)
- ・ 契約期間 : 契約締結日から平成 19 年 3 月 31 日まで
- ・ 提出物 : 報告書 1 部、 関係資料 1 部
(基本的に電子データで提供)

5. 応募資格

次の要件を全て満たす法人または個人とする。

- ・ 当該事業に関するノウハウと調査実績等を有し、かつ、事業の達成に必要な組織体制を有していること。
- ・ 当該事業を円滑に遂行するために必要な経営基盤を有し、かつ、十分な管理能力を有していること。
- ・ 日本機械輸出組合が提示する委託契約書の内容に同意できること。

6. 公募期間

平成 19 年 2 月 20 日から 2 月 26 日(期限内に必着のこと)

7. 応募方法

応募書類(応募書類・企画書)をダウンロード([WORD 形式はこちら](#)、[PDF 形式はこちら](#))し、必要事項をご記入の上、以下の添付資料とともに E メール又は郵送して下さい。

応募内容についてヒアリングをさせて頂くことがあります。なお、受理した書類は返却できませんのでご了承下さい(提出された応募書類については、当組合の規定により個人情報及び機密の保持に十分配慮します)。提出された本書類の作成費用は支給されません。

(添付する資料)

企業あるいは個人概要、調査・研究実績、経歴等(HPに掲載されている場合は、同HPのURL)

8. 審査結果

平成19年3月1日(予定)HPで公表するとともに、応募者全員に通知します。

9. 申請書類の提出先及び問合せ先

〒105-0011 東京都港区芝公園3-5-8 機械振興会館401号室

担当:通商・投資グループ 担当者名前 河合 洋一

Eメール:(y-kawai@jmcti.or.jp)

TEL:03-3431-9348

FAX:03-3431-6455

以上